第223回6月定例教育委員会議事録

委員会次第

- 1. 開会宣言
- 2. 教育長あいさつ
- 3. 議事録の承認
- 4. 協議事項
- 5. 報告事項
- 6. その他

委

員

7. 閉会宣言

開会日時

令和2年6月24日(水)午後3時00分

会場

安来市役所防災研修棟 研修室

出席委員の氏名

教育長勝部慎哉委員岡本亮啓委員三輪喜美代委員小村修司

出席者の氏名

教育部長青戸厚志全議題教育総務課長原みゆき全議題学校教育課長三保貴資全議題給食教育課長石原秀樹全議題文化財課長水口晶郎全議題

加藤隆志

文化スポーツ振興課長 岩 崎 幸 志

報告第5号、報告第6号

教育総務課主幹 足 立 隆 博 ! 全議題

1. 開会宣言

午後3時00分 教育長が開会を宣言する。

2. 教育長あいさつ

(教育長)

前回5月20日以降のところの市内での子どもの動きですが、中学校の部活動は現在、松江市を除いた近隣の市町村とは交流試合ができるようになりました。

5月18日に安来一中の生徒が交通事故で入院しました。6月9日に手術が 無事に成功して終わったということで、現在も入院中ですが、おそらく入院期 間が長引きますので、鳥大で湊山中学校の院内学級で勉強するというかたちで、 一時的に安来一中から転出です。退院される時には、市内に帰って来られるこ とになります。

3. 議事録の承認 第222回5月定例教育委員会

(承 認)

4. 協議事項

1) 議第6号 社会教育委員の委嘱について

(教育総務課長)資料1により説明。

社会教育委員の年度が変わったことによる交代は先月の教育委員会でお諮りしたばかりですが、その後、お一人急に辞められる方がおられましたので、新しい委員をお願いしたいというものです。

(承 認)

2) 議第7号 安来市給食センター食材等調達連絡協議会委員の委嘱について (給食教育課長)資料2により説明。

別表第1をご覧ください。安来商工会議所以下9団体より委員の選出をいただいています。安来市PTA連合会につきましては、昨年度、保護者の意見を広く反映するためということで追加をしています。なお、この団体からは2名の選出をお願いしたところでです。

(教育長)

任期は2年。再任は妨げないということですけれども、役職等により1年で変更になる方もあるでしょうが、令和2年度から3年度までの委員としてご承認いただけますでしょうか。

(承 認)

3) 議第8号 安来市立学校管理規則の一部改正について (学校教育課長) 資料3により説明。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、安来市においても5月8日までの臨時休業がございました。これにつきまして、臨時休業の間、授業の遅れの心配もありましたので7月31日まで1学期の延長を行いまして、各学校に通達を行ったところです。それに伴って、夏季休業の方が中学校は8月1日から8月25日まで、小学校は8月1日から8月27日までとするというようなかたち

になります。

通常このような休業、休日等の変更については、各学校の方から申請をして もらうわけですけれども、事務局の方で通達を出していることもありまして、 今回は管理規則を変更することで、各学校からの申請は省く形にしたいと思っ ています。

(教育長)

追加資料で、臨時休業が4月18日から5月6日になっていますが、実際には再延長しまして5月8日までになっています。今年度は管理規則を改正するというやり方で、各学校から変更届を出してもらわなくても、これに合わせてやっていただく。これまでもそれぞれの学校の裁量で、1学期の終了、2学期のスタートを決めてやってきています。それは各学校からきちんと提出していただいているものを、今回はそうではなくて、管理規則を変えることでそれを無くそうという意図です。従って、これは令和2年度にのみ通用するということです。

(委員)

給食はどうなっていますか。

(学校教育課長)

給食の方も7月21日から7月30日まで実施の予定となっています。 (教育長)

7月31日の終業式の日は給食はなしです。

(承 認)

4) 議第9号 令和2年度 安来市部活動の在り方に関する方針について (学校教育課長) 資料4により説明。

教員の働き方改革が昨今言われているところでですが、部活動の指導にもその働き方改革というところで国が方針を示し、県もガイドラインを示しています。そういった中で、安来市においても部活動の在り方という方針を定めたものです。昨年度、事務局と中体連、部活動の教員等と話し合いをもちまして、資料4のように定めたところです。

令和2年度の安来市共通の部活動休止期間としては、夏季休業の7日間、冬季休業も6日間。年度末休業日及び学年始休業日の6日間。この時期については教員の異動もありますので、各校の実情に応じて変更可としております。

定期試験前の休止期間については各校で設定をしています。上位大会への出場等、特別な場合は校長の判断とし、別日に休養日を設定するようにしています。

校内指導者と地域指導者の連携ということで、部活動顧問教員、部活動指導 員、部活動地域指導者の連携をしっかりと図って、それぞれの役割と責任を明 確にした上で部活動の指導にあたるということで、各校で地域の指導者等の方 に入っていただいていますが、そういったところで教員の負担減につながって いくところです。

(教育長)

令和元年度に各中学校の先生方と話をしまして、国、県のガイドライン等を参考にしながら、安来市の方針を作ったものです。その都度、話し合いを中学校と持って、協議しながら変えるところは変えていくやり方できています。基本的には働き方改革ということで、主に中学校の超過勤務の時間というものを減らそうということで、県の方では3年間で45時間に減らそうということで、実際には平均したら65時間とか70時間とかあるんですけど、そういった流れの中で協議しながらまとめていったものです。

部活動地域指導者と部活動指導員とあって、違いがわかりにくいかと思うんですが、部活動指導員というのは国と県が補助をしてくれながら、責任が重たい、出張もできる、その代わり保護者への指導であったり、練習の計画であったり非常に責任が重たい分野の仕事なんです。部活動地域指導者につきましては、従来通りの技能の指導に来ていただくような格好で、出張とかできないですし、ちょっと立場が違うんですけど。ただ、安来市の場合は、部活動指導員を募集しましたけれども一人もありません。実際には従来通りの地域指導者の方が学校に入っていただいて、市内では今6、7人程度入っていただいているのが現状です。

(委員)

45 時間程度にしましょうというのは月の残業を 45 時間以内ということですね。この計画通りすると達成できそうですか。

(教育長)

達成はできないと思います。特に中学校の場合は、部活の指導の時間がどうしても非常に長いというのがあって、土・日、休日出ますので、月から金曜日の課業日は仕事をした上で、放課後に部活動を見る時間というのはシーズンによりますけれども、冬場なんかは日没が早いので1時間くらい。夏至のあたりが一番日が長いので、放課後も長くなるんですけれども。それプラス土日、祝日に出ますので、過労死ラインといわれるのが100時間といわれますが、市内でも100時間の方がなくはないですね。80時間以上の方も結構あってですね、平均をして65時間を超える。少ない人はもしかして40時間位かもですけど、多い方はかなりの時間を出ておられますので平均して65時間位、安来市内、島根県、全国も大体似たような月65時間位の超過勤務をしているということです。

超過勤務といっても、教員の場合は超勤4項目といって、学校長が命令が出せるのは4つしかありません。部活動はその中に入らないので、そういった中で、過労死も勿論ですけど、心の病になられる先生が非常に増えていますので、そういった時間を減らしていこうと。島根県も3年以内に45時間にしましょ

うと計画案を出されました。国が出したので県も出された。それに合わせて市 も作ったんですけども、現実はなかなかそうはいかない。

仕事の量と仕事をする人の数をみた時に、仕事量が減るか、人の数が増えるかしないと超過勤務の時間は減らない。先生方に意識を持ってもらってということで進めているところです。お盆を挟んでのところも実は閉庁ではないが、日直を置かずに休んでくださいと。ただし、これは年休なんです。年休をとって休んでくださいと。特別休暇でもいいんですが、そういう格好で、とにかく出なくてもいい日を作って、ちょっとでも超過勤務を減らそうという取り組みを今しています。

(学校教育課長)

年休の取得率も低いので、とにかく休んでもらおうということです。

(委員)

そもそも部活動はしないといけないものでしょうか。以前教育長にお伺いしたときに、鳥取県側の中学校では必ず所属しなければならない決まりがあって、島根県側はそこまで厳しくない。そもそも、しばりがあるんですか。

(学校教育課長)

安来市においては部活動に参加していない生徒もいますし、部活動ではなくて、社会体育の方に所属をして活動している生徒もいます。従いまして、必ず 部活動に入らないといけないといった規定はありません。

(委員)

部活と社会体育の位置付けで、部活は顧問がしっかりおられて指導をされ、 社会体育の場合は、地域指導者の方が入られて、名ばかりの顧問の先生がおら れている感じなのかなと認識しているんですが、その場合に、顧問の都合があ って大会に引率できない場合もあるだろうし、もともとその学校になかった部 活で、たまたま保護者指導者がいて教員と連携をして一応社会体育としてされ ているところもあると思いますが、これが先生が替わってしまったりすると、 認められなかったりするケースがよくあるですけど、内申書とかに響くんです か。

結局、保護者や生徒はそこなんですよ。例えば陸上部に入りたいのに陸上部がない。一応、形ばかりあって、社会体育として位置づけられてて、教えはしないけれど顧問の先生もおられる。たまたま1年、2年やって3年目に先生がおられなくなって、他の先生が顧問の名前は当てられたんだけど私は知りませんよ、ということが往々にしてあるんですよ。そうなった時に、内申に響かないのか。学校に認められている、認められていないことがあって。

(学校教育課長)

整理をしますと、個人調査報告書で部活動に入部している、していないというところについては関係はありません。先ほどの話で、社会体育と部活動の関係なんですけれども、顧問が就く場合というのは、中体連の種目がある場合に、

例えば卓球部はないけど、卓球はしたいということで、別のところで社会体育の方で指導してもらっている。ただ、大会参加については、その中学校の所属ということで出なければならない。そういった時には、顧問が引率をするという形で関わるということはありますし、また例えば社会体育でサッカーをしているというような場合におきましては、集団のスポーツですので、部活動で参加するということではなくて、例えば地域のチームとしてサッカーをしている場合には、学校の方はまったく関わらないという形で活動となっています。

(委員)

ケースをいうと、ある中学校で硬式テニスがなくて、「さくらスポーツクラブ」に通っている子なんですけど、先生と保護者と生徒の三者で協議をして陸上部に所属しました。通常は、クラブの練習に参加していて、それが許されていた。中体連の陸上大会の時は、テニスの大会とかぶっても陸上部の大会に参加していた。だけど顧問の先生が替わられて、先輩はそういう待遇、後輩は先生が代わられてそういう待遇は受け入れられない。陸上部の中に、陸上部とテニス部の子がいる。不満が出るから今年からやめられたそうです。今までそうなっていい具合にしていて、大会も極力陸上大会の時には陸上の大会にもでていたが、テニスを辞めざるをえなかった。何故かというと、テニスをとると帰宅部になってしまうので、内申書に響くということを懸念して保護者と子どもが止める判断をされた。今の話であれば、陸上部を辞めてテニスをしてればいいと思いますが。

(学校教育課長)

その件については、学校教育課の方にも保護者様から問い合わせがありまして、誤解がないようにということで、個人調査報告書には関係がないということはお伝えをしてあります。学校の対応としては、昨年度まではそれを認めていたので、昨年度まで認めていた2年生、3年生については、そのまま途中から辞めろということは言えないということで、今年度の新入生については、そういう対応をとるということについては、子どもに説明の場を設けて、なぜ入部できないのかということについては説明をしたと聞いています。

実際に陸上部に入部をされるということで、活動されるんですけど、一方では中心はテニスであるということで部活動内でのモチベーションの違いが顕著に出ていた。顧問も指導の難しさがあり、同じ方向に向かって部活をやっているのであれば、いくら個人競技とはいえ、同じ方向を向いていて欲しいというようなところで、そのあたりの事を生徒にも説明をしたようです。しかし、教育委員会の方にも問い合わせをされるくらいですので、不満を持っている生徒がいるということを学校へ返しました。学校からは、それぞれの対象のご家庭に電話をかけられ、理解を求めて了解をしていただいたと聞いています。

(委員)

了解はしておられませんね。

(学校教育課長)

私の方からも学校からも説明はしています。学校は、保護者に連絡をして、 伺って説明をさせてくださいという話もしましたが、そこまではしなくてもい いからというお断りがあったと聞いています。その後、まだお気持ちとして燻 っていることがおありでしたら、そのことを学校に伝えておこうかと思います。

(教育長)

硬式テニスは令和2年度から中体連で正式種目になっていますので、部活動が学校になくても、団体での出場権はないが、個人としては学校長が許可すれば大会に参加できる。ですから学校に部活がなくても、硬式テニスは中学校の部活動の中に承認されたスポーツですから、仮に陸上ではなく硬式テニスをして大会に参加したことを内申書に載せることは可能です。ただ、中体連の大会には監督は当該学校の教職員と決まっているので、外部コーチが監督として入ることできないので、その時には例えば教頭先生が引率する形で参加できるということになります。

(委員)

これから子供も少なくなるということは、部活に入る子も少なくなる。そうなると部活自体も縮小せざるをえませんよね。特に大きい団体競技とか。そうすると選択肢が狭まってくるし、そうすると社会体育を見つける方向になるのではないかと思います。内申には関係ないですよって事をアピールすると、保護者や子供たちに安心感を与えられる。部活には入られないといけないものだというのがあるので。

(学校教育課長)

部活動の記録というのは、学校教育活動外の記録ですので、記録として書きますが、点数化されるということはありません。ただ、ものすごく顕著な記録や成績であったとなれば、別の枠で高校側が判断されるということで、仮に部活に入っていないからといって、マイナスになるということは決してありませんので、誤解のないように、今日こういったお話をいただいていますので、各学校の方にもう一度周知してもらうように伝えておきます。

(委員)

校長先生がだめだと言ったらだめですね。

(教育長)

学校長が許可しないとだめです。子供の数が減るのに種目は増えてきますので、各学校が新しい部に顧問の先生がなかなかつけられない。一つの部に2、3人とか顧問がついていた時代から、1人つけるのも難しくなってきて、そこに新しい部といったときには、就ける顧問がいないというのが現状ですね。

(委員)

地域指導者というのはボランティアですか。手当てがある。

(教育長)

時給 1000 円ですかね。

(学校教育課長)

上限は決まっています。

(委員)

例えば練習試合で、その人が引率することはできない。

(学校教育課長)

一緒に行ってもらうことはできますが、その方が責任も持って、生徒の引率ということはできません。

(委員)

部活動指導員がいれば、それはできるんですね。

(教育長)

部活動指導員は、顧問に代わって引率もできます。学校の教員と同じ扱いなんです。だけども責任がすごく重たくて、保護者に対しても説明、子供同士のトラブルについても責任を持ちなさいという事になっているので、でも、フルに年間で仕事をしても、私の感覚では年間 60 万円位にしかならないですね。地域指導者の方は上限がありますから、収入としては1年間で20万円位です。地域指導者については、前は県が全部出してくれていたんですけど、部活動指導員という制度ができたがために、今は市が3分の1を手出しをしなければいけなくなりました。現実には安来では部活動指導員さんはゼロですから、今までお金を出さなくてよかったのが、逆に地域指導者の方にも市が負担しなければならないのが増えただけです。現状はそういう状態です。なかなか部活動指導員の方になっていただけないかという話をしても責任が重たいものですから。

(委員)

全国的な施策ですか。

(教育長)

国の施策です。中学校には少ないですが高校には部活動指導員が結構ある。本当は安来も部活動指導員になってもらえたらいいんですが、年間を通じて収入が 60 万円あるかないかなので、なかなかそれを職業としては難しいのかなと。月5万ですよね。制度はできてはいるんですが、高校には有効だけれど中学校ではなかなか難しい。鳥取県も中学校では、ほんと数名だと思います。

(承 認)

5. 報告事項

- 1)報告第5号 安来市市民プール条例施行規則の一部改正について
- 2) 報告第6号 広瀬中央公園総合体育館耐震改修工事について
- 3)報告第7号 市議会6月定例会議報告

4)報告第8号 新型コロナウイルス感染症に関する取組状況について

6. その他

- 1)総合教育会議について
- 2) その他

(教育長)

前回、委員から通学路についての話がありましたので、これについては学校 教育課長よりお願いします。

(学校教育課長)

確認しましたが、通学距離によって徒歩なのかスクールバスなのかという規定はございません。ただし、安来市小中学校通学費補助金交付要綱というのがありまして、前回ご質問をいただいた件については、小学生の種別の広域バス利用不可通学路であるということで、4km以上であれば、年額9千円位の交付があるということです。

ただ、お問い合わせいただいたことはこういうことではないと思います。前回お聞きしたところでは、ご家族のご高齢のおじいさまが集団登校の集合場所まで送っていらっしゃる。一緒に通学するお子様がいらっしゃらないということで、運転とお子様の通学に不安を覚えていらっしゃるということだと思います。

これについては、なかなか解決策がみつからないというのが本当のところですが、ただそれを解消するためにはこういった方法はどうかなということで、お話をさせていただきたいのですが、ご高齢のおじいさまが運転されるということで、その不安を解消するためには、やはりご家族が例えば学校と相談された上で、通学の際に送り迎えというようなところも考えていただけたらどうだろうかと思っています。その際に保護者の方もお仕事があると思いますので、児童の通学の時間に送り迎えができるかというと、なかなか難しいのではないかとも思いますが、その際に放課後児童クラブを活用することによって、それが解消できる可能性があるのではないかという風に考えています。この活用については、原課長の方から追加で説明をさせていただきます。

(教育総務課長)

可能性としてどれ位あるかわかりませんが、放課後児童クラブというのは、まず赤江のクラブは人気でして 2 年生までしか入れないということがあります。ただ、来年度クラブを増床しまして定員が更に 25 人程度増える見込みですので、まず放課後児童クラブに手を上げていただくと。放課後児童クラブに入れば保育料が発生しますが、そうすると赤江は6時半まではみてもらえるので、そこからご両親が迎えにきていただくという方法もあります。

(委員)

行きはどうしよう。

(教育長)

行きは合流のところまでですよね、とりあえず。それも車ですか。

(委員)

合流するところまでは、おじいちゃんが車なのかわかりませんけど、連れて 行かれると。それも高齢なので心配。

(教育長)

あそこから徒歩だから結構早い時間帯ですよね。スタートは。合流地点までは、赤江小学校まで行くことを思えば、短い距離ですけど。帰りのほうが、長くなるので心配なので放課後児童クラブが利用できたらいいんだろうなと。朝のところは難しいですけど。ただ小学校2年生くらいまでで3年生くらいになったら自分でも行けるのかなと。最初の2年間が、今年が1年生だったら特に心配ですから。家族の方も2年間は大変かもしれないですけど。個別の案件なのでよくわからないですけど、学年があがっても支援が必要であるということなら、学年にかかわらず見守りが必要なのかなと思っています。

(委員)

例えば親御さんが行きも帰りも車で許可してもらえれば、校門まで車で行きますということなら、それはそれで大丈夫ですか。

(教育総務課長)

それは学校とお話をしていただいて校長が許可すれば。

(委員)

わかりました。報告させていただきます。

☆次回定例会:7月29日(水)15時から

7. 閉会宣言

教育長が午後4時48分閉会を宣言し、6月定例委員会の日程を終了した。